

平成 年 月 日	整理番号	
鹿児島県肝付町長 殿	フリガナ	
住所 ※住民票に記載されている住所になります。 ※訂正がある場合は二重線で消したうえで手書きで訂正してください。	氏名	
	個人番号	
電話番号	性別	男 女
	生年月日	明 大 昭 平

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である
（ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外に所得税や住民税の確定申告を行う必要がない場合は 点チェックを入れてください）

（注）地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定に関しては裏面に記載しております。

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である
（寄付する市町村数が年間で5市町村以下と見込まれる場合は、 点チェックを入れてください）

（注）地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定に関しては裏面に記載しております。

下記書類が確認できるように コピーして、貼り付けてください。

①個人番号確認書類	②本人確認書類
<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー通知カード ・マイナンバーカード（裏面） <p>どちらかのコピー</p> <p>※上記をお持ちでない場合は、個人番号が記載された住民票を、コピーして同封ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・マイナンバーカード（表面） ・パスポート ・在留カード ・身体障害者手帳（カード型） ・療育手帳（カード型） ・特別永住者証明書 <p>上記いずれかの <u>写真付き書類</u> のコピー</p> <p>※写真付き書類をお持ちでない場合は、次のいずれかの写し2点を同封してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・年金手帳 ・公共料金の領収書 ・納税証明書他

重ならないように貼ってください。入りきらない書類のコピーは裏面へ貼ってください。

※裏面もご確認ください

確認書類追加貼り付け用紙

受付No. _____

表面貼付け位置に入りきらない書類を、重ならないように貼り付けてください。
※貼り付けエリアよりも大きなサイズの書類は貼付けせず、コピーしてそのまま同封ください。

※寄附した年の翌年1月10日(必着)までにご提出ください。

- ※ 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。
- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者
 - (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者
- ※ 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。